

平成 20 年度税制改正

# 人材投資促進税制を拡充！！

## 教育訓練費の総額から税額控除へ

前 2 期平均より

増えなくても OK



中小企業の発展のためには人材投資を加速させることが不可欠といわれます。しかし、日本の中小企業の教育訓練費は90年代に落ち込んだまま横ばい状態が続いています。これまでの人材投資促進税制は、「教育訓練費が、前年度と前々年度の合計の平均額より増加している場合」に減税するという要件がありましたが、中小企業では教育訓練費を増やし続ける難しさと、手続き上の手間がかかることからこの税制の利用が伸びませんでした。そこで、平成 20 年度の税制改正でこれを改め、教育訓練費が以前の年度より増えていなくても、その年度の教育訓練費の総額から税額控除するという簡素な制度に変わることになりました。概略を紹介します。

### 教育訓練費の増大が狙い

人材投資促進税制と言うのは、会社が自社の従業員に教育目的の訓練費用を負担した場合に、その会社が支払うべき税金がいくらか減額されるというものです。教育訓練費とは「従業員の職務に必要な技術や知識を習得し、向上させるために会社が負担した費用」のことです。

具体的には、外部研修参加費、教科書その他の教材費、研修委託費、外部の講師への謝金、外部施設等の使用料となっています。

### 使い勝手が悪かったこれまでの制度

問題は、これまでの人材投資促進税制では、教育訓練費は前 2 期の平均より

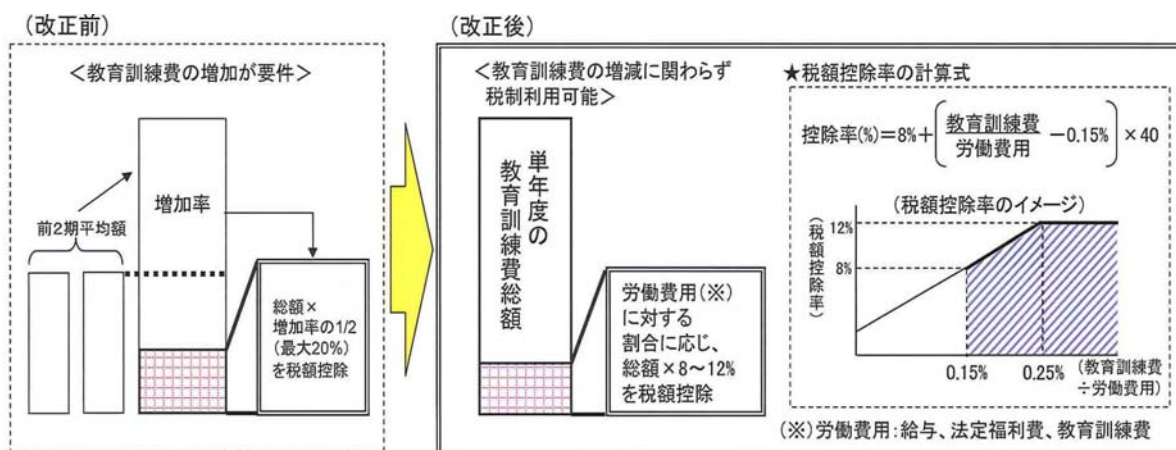
増加していることが要件になっていました。つまり、前年度と前々年度の教育訓練費を足して2で割った額より、より多額の教育訓練費を今年度に費やした場合だけ、総額×増加率の半分を税額控除する、というものでした。

ところが、厳しい経営状況の中で、継続して教育訓練費を増やし続けることができない中小企業が少なくありません。また、3年度分の帳簿を調べて教育訓練費の洗い出しをすることは、中小企業にとっては大きな手間になっており、「使いにくい制度だ」という批判があり、簡素な税額控除制度へ変えるべきと判断されました。

## 総額から税額控除へ改正

そこで、運用事業年度の総額から税額控除する簡素な制度（総額型）に改める（拡充）することになりました。

その概要は以下のとおりです。



中小企業については、適用事業年度（単年度）の労務費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合、その教育訓練費の8~12%に相当する額が税額控除されることとなります。図のように教育訓練費率が0.25%を超えても控除率は12%で頭打ちになっています。労働費用（労務費）というのは給与プラス法定福利費、教育訓練費のことです。

### 控除率の計算式は

8%(0.08)+「教育訓練費の額÷労働費用の額-0.15%(0.0015)」×40 になります。

厚生労働省の「就業条件総合調査」によると、従業員が30~99人規模の企業の1人当たり労働費用の平均額は4,509,424円。そこで、1人当たり労働費用を450万円として計算すると、その0.15%相当額は6750円。従業員数が10人の場合だと、総額で67,500円になり、この額以上の教育訓練費を支

出すれば、減税対象になります。

## 教育訓練費の範囲

教育訓練費の範囲は以下のようになっています。

- I、法人自らが使用人に対して教育訓練を行う場合
  - 講師、指導者に対して支払う報酬、料金、謝金、それらに類するもの。  
それに講師や指導者の旅費
  - 専門的知識を持つ者に計画又は内容の作成について支払う費用。但し、支払う相手先が、その法人（会社等）の役員や使用人の場合は対象になりません。
  - 施設・設備その他の資産の賃借費用、コンテンツの使用料
- 2、外部に委託して教育訓練を行う場合
  - 委託先に対して支払う費用
- 3、外部で行われる教育訓練等に使用人を参加させる場合
  - 授業料、受講料、受験手数料その他の教育訓練など対価として支払う費用
- 4、教育訓練等に使用する教科書そのほかの教材購入または製作の委託をする場合
  - 購入費用または委託製作費用

教育訓練費は正社員、契約社員、パート、アルバイトに使われたものに適用されます。しかし、① 役員の親族② 役員と婚姻届はしていないが事実上、婚姻関係と同様の事情にあるもの③ ①、②以外のもので役員から生計の支援を受けているもの④ ②、③と生計を一にするこれらの者の親族⑤ 使用人兼務役員、についての教育訓練費の支払は対象になりません。

## 運用を受けるための書類

運用を受けるために必要な書類は以下の通りです。

- ・教育訓練費などの実施年月日・実施期間
- ・教育訓練費の内容
- ・教育訓練に参加した使用人の氏名
- ・教育訓練費の支出年月日・内容・金額・相手先の名称・住所
- ・そのほか参考となる事項

中小企業の定義は、中小企業基本法によるものではなく、法人税法上の定義

に基づくもので、資本金が1億円未満の企業になります。

ところで、この税制改正法案は揮発油（ガソリン）税の暫定税率延長を定めた租税特別措置法改正案とセットになっており、30日に衆院で同案とともに再可決されて施行されることとなります。

文 株式会社大阪彩都総合研究所  
橋本 剛